

チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申(素案)のポイント)

平成27年11月16日
中央教育審議会
初等中等教育分科会
資料2-1

○「チームとしての学校」が求められる背景

社会の変化と学校を取り巻く状況の変化

○ 多様化・複雑化する子供の状況への対応

- ・いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育への対応など、子供を取り巻く環境が**複雑化・困難化**
- ・貧困問題への対応や地域活動など、**学校に求められる役割も拡大**

○ 新しい時代に求められる資質・能力を育むための教育課程の改善

- ・「社会に開かれた教育課程」を実現するため、「アクティブ・ラーニング」の視点を踏まえた**不断の授業方法の見直し等による授業の改善**と、「カリキュラム・マネジメント」を通じた**組織運営の改善を推進**

我が国の教職員の現状

- ・我が国の学校は、**教員以外の専門能力スタッフの割合**が諸外国と比べて**低い現状**
- ・日本の教員は授業以外に生徒指導、部活動等の授業以外の業務を多く行っており、**授業等に専念することができない現状**

- 教員の専門性だけでは対応が困難になっており、**教員の専門性の向上を図るとともに、教員に加えて多様な専門能力スタッフを配置し、様々な業務を連携・分担してチームとして職務を担う体制を整備**(その際、国立学校・私立学校にも配慮)
⇒ **学校の教職員構造を転換、学校の教育力・組織力を向上させ、一人一人の子供の状況に応じた教育を実現**

○「チーム学校」を実現するための視点とその方策

視点1 専門性に基づくチーム体制の構築 (教員、事務職員、専門能力スタッフ等が連携・分担し、それぞれの専門性を発揮できる体制の構築)

- 多様な専門能力スタッフが子供への指導に関わることで、**教員のみが子供の指導に関わる現在の学校文化を転換**

(制度関連)

- 心理的・福祉的な専門能力スタッフの学校における**位置付けを明確にし、配置充実**につなげるため、**スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け**
- 教員以外に、**部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができるよう部活動支援員(仮称)等を法令に位置付け**
- 地域との連携の推進を担当する**地域連携担当教職員(仮称)を法令上明確化**

(予算関連)

- アクティブ・ラーニングの視点からの学びの推進や特別支援教育等に対応するために**必要な教職員定数措置の拡充**
- **スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを将来的に教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討**
- 部活動支援員(仮称)を任用する際の**必要な研修について検討**
- 医療的ケアを行う**看護師等の配置を促進**

視点2 学校のマネジメント機能の強化 (校長がリーダーシップを発揮できる体制の整備)

- 多様な専門能力スタッフをひとつのチームとしてまとめるために、**これまで以上に学校のマネジメントを確立、学校の組織力・教育力を向上**

(制度関連)

- 学校教育法上の**事務職員の職務規定の見直し**
- **主幹教諭育成**のため実践的な**研究プログラム**を開発
- 事務機能強化の推進のため**事務の共同実施組織**を法令上明確化

(予算関連)

- **事務職員の配置の更なる拡充**を実施
- 管理職を補佐する**主幹教諭配置促進のための加配措置の拡充**

(その他)

- **管理職研修の充実のためのプログラムの開発**

視点3 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備 (教職員の人材育成や業務改善等の取組を推進)

(その他)

- 「**学校現場における業務改善のためのガイドライン**」等を活用した**研修の実施**
- 文部科学大臣優秀教職員表彰において、**学校単位等の取組を表彰**
- **人事評価の結果**を任用・給与などの**処遇や研修に適切に反映**

(予算関連)

- アクティブ・ラーニングの視点からの学びの推進等のために**必要な研修が実施されるよう、小規模市町村における指導主事配置を支援**
- 弁護士等の専門家による「**問題解決支援チーム**」を**教育委員会が設置することの支援**